

## Blue Planet-works グループソフトウェア使用許諾契約書

Blue Planet-works グループ（株式会社 Blue Planet-works 及びその関連会社）の一員である株式会社 BPw（以下「BPw」といいます。）は、お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）の全ての条項に従うことを条件として、本契約に定めるとおり、BPw の対象ソフトウェア（以下に定義されます。）の使用を許諾します。

### 第1条（本契約の締結）

1. お客様は、BPw に対して本契約に同意する旨を記載した書面を提出した場合のほか、対象ソフトウェアをダウンロードすること、インストールすること、使用すること、又はコンピュータ等の画面上で本契約に「同意する」旨のボタンをクリックする等により電子的に同意を表明すること（対象ソフトウェアのライセンスが複数本まとめて提供される場合には、お客様が当該対象ソフトウェアにつき最初にこれらの行為を行うこと）により、本契約の全ての条項に同意したものとみなされ、本契約に拘束されます（本契約に拘束されることとなった日を、以下「本締結日」といいます。）。従業員等の個人が、法人その他の団体のために前記各行為を行う場合には、当該個人は、当該団体を代理して本契約を締結する権限を有することを BPw に対して保証するものとします。お客様が本契約の条項に同意しない場合、又は当該個人が当該団体を代理する権限を有しない場合には、前記各行為を行わないでください。
2. お客様は、BPw が別途定めるところに従い、ユーザー登録を行うことができます。

### 第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

#### (1) 対象ソフトウェア

確認文書にお客様が購入したもの又はライセンスを受けるものとして表示された BPw のソフトウェアをいい、BPw が随時提供するマイナーアップデート版及び修正プログラム（バージョンアップ製品に該当するものを除きます。）、並びに当該ソフトウェア、マイナーアップデート版又は修正プログラムとともに提供される説明文書その他の資料を含みます。

#### (2) 関連データ

対象ソフトウェアを使用するにあたり、対象ソフトウェアの機能により、又はお客様の行為により、コンピュータ上に作成されるデータをいいます。

#### (3) 説明資料

第1号に規定する説明文書その他の資料をいいます。

#### (4) 確認文書

本契約とは別にお客様に提供される、BPw のソフトウェアの購入又はライセンスの確認の文書（コンピュータの画面に表示されるもの、その他電子的に提供されるものを含みます。）をいいます。

#### (5) バージョンアップ製品

BPw が対象ソフトウェアの後継ソフトウェアとして販売する製品をいいます。

#### (6) バージョンアップ

対象ソフトウェアに代えて、バージョンアップ製品をインストールすることをいいます。

#### (7) 旧バージョン製品

バージョンアップの対象となったバージョンアップ前の対象ソフトウェアをいいます。

#### (8) ライセンスキー

お客様が対象ソフトウェアの正規のライセンスを受けていることを認証するため、BPw 又はその委託を受けた者が発行する符号をいいます。

### 第3条（使用許諾の範囲）

1. お客様が本契約の条項を遵守することを条件として、BPw は、お客様に対し、対象ソフトウェアを、確認文書に記載されたライセンス本数、地理的範囲及び使用範囲その他の条件に従い、使用することを許諾します（以下「本ライセンス」といいます。）。本ライセンスは、ライセンスキーを対象ソフトウェアに入力すること、その他 BPw が定める認証手順を履行することにより発効します。
2. 本ライセンスは、ライセンス1本につき、対象ソフトウェアを Windows オペレーティングシステムがインストールされたコンピュータ（仮想環境を含みます。）1台で使用することができる権利であるものとします。お客様は、対象ソフトウェアをインストールしたオペレーティングシステムから対象ソフトウェア及び関連データを完全に削除し、別のオペレーティングシステムにおいて対象ソフトウェアをインストールし、使用することができます。
3. 本ライセンスは非独占的なものとします。また、お客様は、対象ソフトウェア、ライセンスキー又は本ライセンスについて、第三者への譲渡、

貸与、担保提供、再実施許諾その他処分、本契約に許容されたもの以外の複製、又は第三者に対する頒布若しくは送信（送信可能化を含みます。）を行うことはできません。

4. 本ライセンスには、次の各号に掲げる権利を含むものとします。

- (1) お客様が対象ソフトウェアに入力したデータをバックアップする目的で、対象ソフトウェアの複製物1つを作成する権利。ただし、作成された複製物は、バックアップするデータの性質及び保有者を問わず、いかなるオペレーティングシステムにおいても対象ソフトウェア本体と並行して使用されないことを条件とします。
- (2) 対象ソフトウェアの修正プログラム又はオプション製品等が、お客様の使用している対象ソフトウェア又はお客様の利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的で、対象ソフトウェアの複製物1つを作成する権利。ただし、作成された複製物が一時的なテストにのみ使用され、恒常的に使用されないこと、及びテストの終了後は速やかに対象ソフトウェア及び関連データが完全に削除されることを条件とします。

5. 本ライセンスの期間（以下「本サブスクリプション期間」といいます。）は、確認文書に本ライセンスの期間として記載された期間とします。BPwは、お客様から、BPwが別途指定する方法により本サブスクリプション期間の延長又は本契約の更新の申込みを受けた場合、その裁量により本サブスクリプション期間の延長又は本契約の更新を行うことができるものとします。

#### **第4条（自動更新等）**

1. 前条第5項の規定にかかわらず、確認文書に自動更新の適用がある旨が表示されている場合は、最初の本サブスクリプション期間は確認文書に記載された開始日又はBPwが別途お客様に通知した開始日から12か月間（なお、セットアップ期間を含む場合があります。）とし、それ以後、次の各号のいずれかに該当した場合を除き、本サブスクリプション期間は12か月ごとに自動的に更新されるものとします。

- (1) お客様が、更新後の本サブスクリプション期間が開始する30日前までに、BPwに対し、販売業者を通じて、又はその他のBPwが指定する方法により、書面（電子メールを含みます。）により本サブスクリプション期間を更新しない旨の通知を行った場合
- (2) BPwが、更新後の本サブスクリプション期間開始前までに、お客様に対し、販売業者を通じて、又は第16条第5項に定めるお客様の通知先若しくはその他のお客様が業務上利用する連絡先に宛てて、書面（電子メールを含みます。）により本サブスクリプション期間を更新しない旨の通知を行った場合
- (3) BPwとお客様とが、別途、自動更新をしない旨を合意した場合

2. BPwは、①販売業者を通じて、若しくは第16条第5項に定めるお客様の通知先若しくはその他のお客様が業務上利用する連絡先に宛てて、お客様に対する通知を行うこと、又は②お客様が対象ソフトウェアに関して利用するウェブサイトその他の適切な媒体上に公表することにより、対象ソフトウェアの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。対象ソフトウェアの全部の提供を終了する場合、BPwが指定する日を以て、本契約は自動的に終了するものとします。

#### **第5条（バージョンアップ）**

1. BPwは、その完全な裁量により、有償又は無償で対象ソフトウェアのバージョンアップ製品を提供することがあります。お客様が旧バージョン製品をバージョンアップした場合には、BPwが認めた場合に限り、旧バージョン製品についてBPwが正規に付与したライセンス（ライセンス本数、地理的範囲、使用範囲その他の条件を含みます。）が、バージョンアップが完了した時点で、バージョンアップ製品に引き継がれるものとします。この場合において、旧バージョン製品についてBPwが正規に付与したライセンスは、バージョンアップの完了を以て当然にその効力を失うものとし、その後はバージョンアップ製品に対する本ライセンスが付与されたものとみなして、本契約の規定を適用します。
2. お客様は、バージョンアップにより、又はバージョンアップの完了後速やかに、旧バージョン製品及びその関連データをオペレーティングシステムから完全に削除しなければなりません。前項の規定による本ライセンスの付与は、本項の規定が遵守されることを条件とします。
3. お客様は、前項の規定を遵守することを条件として、旧バージョン製品の関連データをバージョンアップ製品の関連データとして引き継ぐことができます。

#### **第6条（所有権及び著作権等）**

1. 本契約に基づき明示的に付与されるライセンスを除き、対象ソフトウェア（第2条第1号に定義されるとおり、マイナーアップデート版、修正プログラム及び説明文書等の資料を含みます。）、バージョンアップ製品又はそれらの複製物の所有権、著作権その他の知的財産権、それらに関する標章の商標権、その他対象ソフトウェア、バージョンアップ製品又はそれらの複製物に関する一切の権利は、全てBlue Planet-worksグループに帰属するものとします。
2. 対象ソフトウェア、バージョンアップ製品及びそれらの複製物は、各国の著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。お客様は、当該法律及び条約に従い、対象ソフトウェア、バージョンアップ製品及びそれらの複製物を取り扱うことに同意します。
3. 対象ソフトウェアの機能により、お客様は、対象ソフトウェアを通じて、BPw又は第三者が提供する広告等のコンテンツにアクセスすることができる場合があります。当該コンテンツに関する一切の権利は、BPw又は当該第三者に帰属し、また、それらは著作物として、各国の著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。

## 第7条 (禁止行為)

お客様は、本契約の他の条項に定めるもののほか、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 対象ソフトウェア（その複製物を含みます。以下本条において同様とします。）に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変又は翻訳版若しくは派生ソフトウェアの作成
- (2) 説明資料の修正、改変又は翻訳版の作成
- (3) ライセンスキーの改変
- (4) テロ、サイバー攻撃、詐欺、大量破壊兵器の開発その他不正の目的又は反社会的態様による対象ソフトウェアの全部又は一部の使用

## 第8条 (保証の制限)

1. 対象ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されるものであり、BPw は、次の各号に掲げる事項を含め、対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくはそれらに含まれる機能又はそれらに関連して本契約に基づき提供されるサービスに関し、いかなる明示又は黙示の保証もいたしません。お客様は、BPw 又はそれらの開発者若しくは供給者に対し、明示又は黙示の保証に違反したことを理由とするいかなる請求もできないことに同意します。
  - (1) お客様の要求を満足させるものであること
  - (2) 正常に作動すること
  - (3) 瑕疵がないこと、又は瑕疵が存在していた場合にそれが修正されること
  - (4) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
  - (5) コンピュータウイルス、マルウェア等の脅威又は不正アクセスに対する完全な防御機能を有すること
2. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく保証の範囲を拡大するものではありません。

## 第9条 (責任の制限)

1. BPw が、本契約の債務不履行又は本契約に関してなされた不法行為を理由として、お客様に対して負う損害賠償責任は、対象ソフトウェア自身に瑕疵が存在したことにより、対象ソフトウェアがインストールされたコンピュータ自身に生じた直接的な損害に限るものとします。この場合、損害賠償の金額は、当該損害賠償責任が生じる原因となった対象ソフトウェアに関してお客様が支払ったライセンス料金を超えないものとします。
2. 前項の規定に定める責任及びBPw が第10条の規定に基づき定めるサポートサービスに関する保証を除くほか、BPw は、お客様その他の第三者に対し、前項に規定する範囲を超えて、業務の停止、事業機会の逸失、営業上の信用の喪失、予想される省力化の不達成、コンピュータの故障又はデータの破損による損害その他対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくはそれらの複製物又はサポートサービスに関連して生じる一切の直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害について、責任を負いません。
3. 対象ソフトウェア及びバージョンアップ製品は、一般の事務における使用を想定して設計されるものであり、高度医療機器、交通機関その他極めて高度の安全性が要求され、安全性が確保されない場合には人の生命又は身体に対する重大な危険が生じる可能性のある環境での使用を想定するものではありません。第1項の規定にかかわらず、BPw は、お客様がそれらの環境において対象ソフトウェアを使用した場合に生じた損害について、いかなる責任も負いません。
4. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな責任を引き受け、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく責任の範囲を拡大するものではありません。

## 第10条 (サポートサービス)

BPw は、対象ソフトウェアに関して技術的なサポートサービスを提供することがあります。サポートサービスの提供の有無、内容、時期その他の条件は、BPw の裁量により定められ、サポートサービスの継続的な提供が保証されるものではありません。お客様は、BPw がサポートサービスに関するポリシーを定めた場合には、それに従うものとします。

## 第11条 (守秘義務等)

1. お客様は、本契約の内容、及び対象ソフトウェア（その複製物を含みます。以下本条において同様とします。）の構造、編成等に関する情報、ライセンスキー、サポートサービスの内容その他対象ソフトウェア又はバージョンアップ製品に関して知り得たあらゆる情報（以下「秘密情報」といいます。）を、対象ソフトウェアの使用の目的以外に使用せず、また、BPw の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。
2. 次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - (1) 知得の時点で既に公知である情報
  - (2) 知得後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (3) 知得の前から自己が保有していた情報

- (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から入手した情報
  - (5) 前項の情報に依拠することなく独自に開発した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、お客様は、法令又は裁判所若しくは政府機関により秘密情報の開示を義務付けられた場合には、当該義務を履行するのに必要な限度で、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合において、お客様は、開示を義務付けられた旨及び開示する情報の項目をBPwに対して速やかに通知するものとします。
4. お客様は、自己の責任でライセンスキーを管理するものとします。ライセンスキーの漏洩が発生した場合には、お客様は、直ちにBPwに対して届け出なければなりません。BPwは、ライセンスキーの漏洩によりお客様に生じた損害について、いかなる責任も負いません。

## 第12条（個人情報の利用）

BPwは、お客様の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及びBPwが別途定める個人情報の保護に関する方針に従い、同方針に定める利用目的に利用するものとし、お客様は、これに同意します。

## 第13条（仕様変更）

BPwは、予告なく対象ソフトウェアの機能を停止若しくは変更し、仕様若しくは推奨使用環境を変更し、又はバージョンアップの際にそれらの停止若しくは変更を行うことがあります。BPwは、本契約締結時における対象ソフトウェアの機能、仕様又は使用環境を永続的に保証するものではありません。

## 第14条（本契約の終了）

1. 本契約は、本契約締結時からその効力を生じ、本サブスクリプション期間が満了し、又は次項、第4条第2項若しくは次条第3項の規定により本契約が解除され、若しくは終了するまで、その効力を有します。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合又は別途お客様が合意した対象ソフトウェアに関連する支払義務の不履行が生じた場合その他お客様が当該支払義務を負担しないこととなった場合、BPwは、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。また、本契約を解除する前後を問わず、BPwは、お客様が使用する対象ソフトウェアの機能の全部若しくは一部、又はお客様に対するサポートサービスの提供を停止することができます。
3. 本契約が理由のいかんを問わず終了した場合、お客様は、直ちに、全ての対象ソフトウェア、関連データ及びそれらの複製物をオペレーティングシステム及びその他の記録媒体から完全に削除しなければならず、本契約の終了以後、それらをいかなる目的にも使用することはできません。
4. BPwは、本契約の解除又は終了により対象ソフトウェア及び関連データが使用できなくなることによってお客様又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負いません。

## 第15条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）
  - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自己又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いてBlue Planet-worksグループの信用を毀損し、又はBlue Planet-worksグループの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が第1項又は前項の誓約に違反したときは、前条第2項から第4項までの規定が適用されるものとします。

## 第16条（一般条項）

### 1. 本契約の譲渡等

- (1) お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づき生じる権利若しくは義務の全部又は一部を、BPwの書面による事前の同意なく、第三者に譲渡し、第三者に対して担保提供し、その他処分することはできません。
- (2) BPwは、お客様の同意なく、その事業の全部又は一部を譲渡することに伴い、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。

### 2. 適用法令の遵守

お客様は、対象ソフトウェアの使用に関して適用される法令（各国の輸出入規制法令を含みます。）及び条約を遵守する責任を負うものとします。

### 3. 分離可能性

本契約の条項の全部又は一部が違法、無効又は執行不可能であると判断された場合であっても、当該条項は、法令により許容される限度で引き続きその効力を有するものとし、また、本契約の残りの条項は、引き続きその完全な効力を有するものとします。

### 4. 権利放棄

本契約によりBPwに対して与えられた権利の放棄は、書面によってのみ放棄されます。BPwが本契約により与えられた権利を行使しない場合であっても、BPwが当該権利を放棄したとみなされることはありません。また、BPwによる一部の事象に対する権利の放棄は、他の事象に対する権利の放棄とみなされることはありません。

### 5. 通知

- (1) お客様が対象ソフトウェアの購入若しくはバージョンアップ、又はユーザー登録の際に記載した住所、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスは、お客様に対する通知先となります。
- (2) BPwからお客様に対する通知は、本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス宛に、郵送、ファクシミリ又は電子メールによりなされるものとし、それがお客様に到達したとき（到達しなかった場合は、通常到達すべきときに、有効になされたものとみなされます）に、有効になされたものとみなされます。
- (3) お客様は、通知先に変更がある場合には、直ちに、BPwに届け出なければなりません。お客様が届出を怠ったときは、BPwからの通知はBPwが把握する通知先に対して発すれば足りるものとし、BPwは、通知が現実には到達しなかったことによりお客様に生じた損害について、いかなる責任も負いません。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、BPwは、対象ソフトウェアの機能を通じてお客様のコンピュータの画面上に通知を表示させることがあります。この場合においては、画面上に通知内容が表示されたときに、通知が有効になされたものとみなします。

### 6. 完全合意

- (1) 本契約は、本契約に規定する事項に関するBPwとお客様との間の完全かつ排他的な合意を構成するものであり、BPwによって本契約に優先する旨が明示された場合を除き、本契約締結以前のいかなる合意、通知、説明及び提案（それらが書面によるか、電子的方法によるか、口頭によるかを問いません。）並びに対象ソフトウェアに関して公表され、又はお客様に提供されるいかなる文書（電子的なものを含みます。）にも優先するものとします。
- (2) 販売業者等BPw以外の者が作成する注文書、確認書、説明書、カタログその他いかなる文書（電子的なものを含みます。）も、本契約の内容を修正し、又は変更する効力を有するものではありません。

### 7. 修正及び変更

本契約は、BPwによって修正又は変更されることがあるものとし、当該修正又は変更は、BPwによって公表され、又はお客様に通知されたときに、その効力を生ずるものとします。お客様は、本契約が本項に基づき修正又は変更されうることをあらかじめ承諾し、また、本契約の修正又は変更が公表又は通知されてから対象ソフトウェアのご使用を続けられる場合は、当該修正又は変更後の本契約の規定事項に同意したものとみなされます。なお、本契約の最新版は<https://www.BPw.com/policies>にアップロードされます。

## 第17条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は日本国の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。
2. 本契約又は対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくは関連データに関して紛争が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。